# 練馬区地域福祉計画推進委員会 第 2 期第 4 回権利擁護部会

- 1 日 時 令和5年3月10日(金)午後6時00分~7時15分
- 2 場 所 練馬区役所19階 1905会議室
- 3 出席者

## 【委員】

飯村部会員、瀬谷部会員、上山部会員、石川部会員、柿島部会員、横井部会員、 轡田部会員、酒井部会員、佐藤部会員、(以上9名)

# 【区出席者】

福祉部管理課長、高齢者支援課長、障害者施策推進課長、地域福祉係長

- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 なし
- 6 議題
- (1) 開会
- (2) 令和4年度の取組について

施策5:権利擁護が必要な方への支援体制を整備する

- (3)次期地域福祉計画の策定について
- (4) その他
- (5) 閉会

部会長 皆様、こんばんは。定刻になりましたので、これより練馬区の地域福祉計画推進委員会 第2期第4回 権利擁護部会を開催させていただきます。本日は、後ほど、国の動きについても説明があります。ご存じのように、報酬を巡って調査等も公表されている部分があるかと思いますが、今後、本当の意味の地域共生社会ということが、どう進んでいくのかというところが大変大事になっていくと思っております。皆様から活発なご意見などをいただけたらありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。それでは、まず、事務局から、委員の出席状況・情報公開・傍聴についての報告をお願いいたします。

事務局 部会員の出席状況についてご報告いたします。現在、9名の部会員にご出席をいただいております。また、本日の会議は公開となっております。傍聴の方はいらっしゃいません。会議の議事録につきましては、区ホームページに掲載する予定です。記録がまとまり次第、部会員の皆様にメール等でお送りいたしますので、ご確認をお願いいたします。以上です。

部会長 ありがとうございました。では、続きまして、委員の変更がありますので、自己紹介をよろしくお願いいたします。

## (委員紹介)

部会長 続いて、本日出席の区の職員からもよろしくお願いいたします。

#### (区出席者紹介)

部会長 ありがとうございました。議題に入る前に、事務局から配付資料の確認をお願

いいたします。

## (配布資料確認)

部会長 ありがとうございます。では、今日の議案に入ります。まず、次第2 令和4年度の取組について、資料2-1から事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料2-1についてご説明いたします。こちらは、施策5『権利擁護が必要な方への支援体制を整備する』取組項目1「成年後見制度の利用を支援する」に掲載している3つの事業についてのご報告です。

事業番号50「制度利用促進の中核となる機関の設置」の事業内容については、地域福祉計画の冊子に掲載している事業内容を、そのままこちらにお載せしております。国の成年後見制度利用促進基本計画に定められた「中核機関」とは、相談支援、ネットワークの構築、周知・啓発など、制度の利用を促進するための中心的な役割を担う機関となります。練馬区では、区社協の「ほっとサポートねりま」に運営を委託しております。

つぎに、2「令和4年度の取組」です。中核機関の運営について、ほっとサポートねりまでは、成年後見制度の利用や権利擁護全般に係る相談受付、支援を行っております。令和4年12月末で1,743件の相談件数となっております。こちらについては、前年度、前々年度と比べて、増加傾向にございます。

続いて、成年後見制度利用促進協議会の開催についてですが、中核機関の運営の進捗状況の確認、成年後見検討支援会議の報告、市民後見人や法人後見の受任ケースの検討や報告などを行っております。社会福祉協議会から、検討支援会議で検討されたケースや、市民後見人、法人後見のケース報告などを行い、委員の皆様から内容について質問やアドバイスを受ける場となっております。こちらは、令和5年度も継続して実施していく予定でございます。

続いて、資料番号51「地域で連携して支えるネットワークの構築」です。ほっとサポートねりまが中心となって、成年後見ねりま地域ネットワーク会議を開催し、関係者のネットワークづくりを進めています。また、検討支援会議では、対象者を適切な制度の利用に繋げる、一人ひとりに合わせた後見人の候補者のマッチングなどを行っています。

今年度の取組みとして、ねりま成年後見ネットワーク連絡会を実施しております。区の関係部署や地域包括支援センター、専門職の方、当事者団体などが広く参加し、中核機関の取組み、区の成年後見に関する状況の報告、また、各地域や団体が抱えている事案について情報共有を行っております。先日の2月28日にも会議を開催し、区からは、福祉事務所などの支援機関が参加をしております。

つぎに、検討支援会議の実施についてです。こちらの会議も、区の関係部署や地域包括 支援センター、障害者地域生活支援センター、専門職が参加し、申立支援、後見人候補者 の検討や今後の支援策についての検討などを行いました。高齢者だけでなく、精神障害な どに係る事例や複合的な課題のある世帯も増加しており、地域連携の強化を図っておりま す。こちらも、支援機関の方から事例を提出いただいて、それに対して専門職からアドバ イスをいただき、支援方法を確認するという流れになっております。また、その後の状況 について報告を行い、どのような支援となったかなど情報共有も行っております。中核機 関としては、この会議に出されたケースについて、その後の様子を聞いてフォローしてい ると伺っております。 続いて、事業番号52「成年後見制度の周知・啓発」についてです。ほっとサポートねりまで、啓発パンフレットの発行や一般相談や専門相談などを実施しております。また、地域包括支援センター等の職員が市民後見人養成研修の一部を受講することにより、対応力の向上を図っております。

今年度の取組みとしては、区報やパンフレット、ホームページを活用した情報提供、また関係者向け勉強会の実施です。こちらは、地域包括支援センターや民生・児童委員などの関係者の他にも、一般区民の方も対象として、市民後見人養成研修の公開を行っております。こういった地域の窓口機能の強化が必要になってくると思いますので、受講者数の拡大を応援するため、研修の周知方法を工夫していくことを取り組んでまいります。

続いて、区民向け講演会の充実についてです。NPO法人や各関係機関と連携し、制度 説明会や講演会を実施しています。こちらの講演会は、本日午後開催され、今回は弁護士 の方が、遺言相続や成年後見制度というテーマで講演会を行っていただいております。資 料2-1についての説明は以上です。

部会長 ありがとうございました。ただいまの内容でご質問や確認したいところはございますでしょうか。

部会員 事業内容51の事業内容で、中核機関が後見人候補者のマッチングを行っているということに関してですが、このマッチングは、どのような名簿に基づいて、どのように行っているのでしょうか。区によっては、区で独自の候補者名簿を持っているところもありますし、東社協の仕組みを利用して、申立て前の段階から専門職団体にマッチングを行って申立てをするところなどもありますが、具体的にどのようにマッチングされているのでしょうか。

部会員 マッチングについて、現在練馬区では東と西を分けた検討支援会議の場において、事例の検討を行うとともに、その課題の解決に向けて成年後見制度の利用に繋げる場合にどういった専門職が良いか、または、市民後見人が良いかというところを話し合った後に、マッチングをして繋げていくという流れもありますが、名簿によってどの方にお願いするかといったものではありません。

部会員 マッチングをして繋げていくというのは、練馬区社協さんで独自に候補者名簿 のオリジナルデータみたいなものが準備されているということなのですか。

部会員 社会福祉士、司法書士や弁護士などそれぞれの団体の窓口の紹介機関との連携で、個人を推薦するというよりも団体に照会をかけていただいて、コーディネーションしていくような形になっています。

部会員 それは、東社協の仕組みを利用して各専門団体へ推薦依頼しているということ でしょうか。

部会員 弁護士会についてはその仕組みを使っています。社会福祉士や司法書士については地域担当の方がいるので、ケースの状況を説明して候補者依頼をかけています。

部会員 各専門団体へ候補者の依頼をしたときに、実際にミスマッチなどの問題が起こったことはありましたでしょうか。

部会員 まず、どのような候補者が良いのか、ご本人の希望や案件の詳細を伝えており、 あまり齟齬はないとは思います。ただし、事前に候補者に本人と会っていただく機会は設 けているため、それによって違う方にお願いしたいということも過去にはありました。 部会員 「違う方にお願いしたい」というのは、件数として多いですか。

部会員 「違う方に」ということは多くはないですが、根本が、候補者が理由ではなく制度利用そのものに抵抗感がありなかなか成立しないというケースもあります。司法書士のリーガルサポートとの連携の方はいかがでしょうか。

副部会長 どちらかといえば検討支援会議は、どう対処したら良いか分からない案件を検討するということが多いので、その案件をどの専門職にお願いしたら良いかというのは結構微妙なところがあります。ですが、検討の話し合いの中で、社会福祉士向きなのではないかとか弁護士向きなのではないかというような話題が出ることはありますが、会議のメインの目的というのは、今後の支援の方向性をどのようにしたら良いかということで、現場の声に応えることが多いです。

部会員 検討支援会議では、例えば法律的な困難事例があるため、この職種が良いのではないか、ということをアドバイスすることもあります。

部会長 このような会議のときに、専門職の先生方が同席してくださっているのであれば、例えば一般的には市民後見人が受任する案件でも、相続争いの懸念はないかなどアドバイスもいただけますので、ありがたいことだと思います。そのように、マッチングは、個別性は非常に高いと思いますので、一つ一つ専門職の先生方の御意見を伺うことは大変貴重かと思います。

副部会長 事業52の周知・啓発について、区への質問です。現在、市民後見人養成講座を公開して、私も講師をさせていただいています。前回も地域包括支援センターの職員が何名か参加されていて非常に良いとは思うのですが、地域包括支援センター25か所中、参加者が2~3人というのは少ないのではないかと感じています。区として現場職員に対して、この市民後見人養成講座にどれだけの人数が参加した方が良いかなど、どのように案内をしているのか、教えていただけたらと思います。

高齢者支援課長 区から地域包括支援センターに対しましては、この養成研修に限らず、年間通じて様々な研修についてご案内しているところです。ただし、現場の相談業務が立て込んでいる中で、様々な研修に出席するのが難しいというのが現状としてあるようです。区といたしましても、地域包括支援センターは、まさに高齢者の方を支える地域包括ケアシステムの中核機関であると考えておりまして、そういった現場の負担を少しでも減らしていきたいということで、今まで25か所で運営していた地域包括支援センターを本年4月に2か所を増設して27か所として、センターの体制を充実させる予定です。今後の高齢者人口の将来推計を見ますと、練馬区は今後も高齢者の人口が延びるという推計が出ておりますので、そういった高齢者の人口推計を見ながら、今後も増設について検討していきたいと考えております。業務の軽減をする中で、職員がなるべくこのような研修にも参加して、質の向上に努めていきたいと考えているところです。

副部会長 ありがとうございます。よろしくお願いします。

部会長 ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

部会員 相談件数は1,743件となっていますが、このうち障害者の方の相談者の割合は どれぐらいになるのでしょうか。ほとんど高齢の方なのでしょうか。

部会員 詳細なデータを持ってきていないためこの場では正確ではありませんが、成年 後見制度だけではなく相談件数全体で見ると、高齢者が55%程度と割合が多いのは事実で す。約45%が精神障害や知的障害、高次脳機能障害、また、一部難病も含まれますが、他 区に比べると障害者の比率は高いと思っております。

部会員 地域包括支援センターは25か所ありますが、障害者地域生活支援センターは4か所ですので、どのような割合になっているのか気になりました。

管理課長 今の報告は権利擁護センターでの相談件数となっておりますので、地域包括 支援センターでの相談件数も加えた全体でみると、割合が変わってくることがあるかと思 います。

部会員 ありがとうございます。

部会長 今後、資料のところで内訳などが分かると、他の委員の方も色々な意味で参考 になると思いますので、それは事務局の方でもお願いします。

部会員 ありがとうございました。

部会長他はよろしいですか。

管理課長 昨年度の権利擁護センターで受けた認知症高齢者の相談件数というのは、大体約4,400件となっています。障害は、知的障害の方が約1,800件で、精神障害の方が約1,200件となっています。その他が約650件となっています。

部会長 ありがとうございます。それでは、つぎの項目にまいります。資料2 - 2、 取組項目の2について、事務局から資料の説明をお願いします。

事務局 それでは、資料2-2をご覧ください。取組項目2「法人後見や市民後見人等の活用を推進する」、事業番号53番「社協等による法人後見の実施」について、事業内容としては、後見人候補者の選択肢を増やして、適切な後見人が選任されるようにするため、社会福祉協議会において、令和2年度から法人後見を開始しております。ほっとサポートねりまが、区内のNPO法人と定期的に情報共有や意見交換を行い、法人後見の実施を視野に入れて、当該法人の活動を支援します。

続いて、令和4年度の取組です。まず、法人後見事業の実施については、関係機関との 連携や法人後見業務マニュアルの改訂を行いました。また、市民後見人が安心して後見業 務を行えるように、社協が後見監督人となり支援を行いました。

法人後見受任件数は4件、法人後見監督人受任件数が8件となります。社協の法人後見受任にあたっては、個人受任が適していない場合や社会資源と連携が必要、また、長期間の受任が見込まれる困難ケースといった社協がやるべき案件を受任しているという状況になっております。

つぎに、NPO法人との懇談会の実施です。社協と区内で活動するNPO法人2団体で 懇談会を開催し、各団体の取組状況や課題を共有して情報交換を行っております。

こちらも、令和4年度2回目の開催を3月14日に予定しております。区からも職員を出席させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、事業番号54「市民後見人の養成と支援」です。区は、ほっとサポートねりまと協働して、後見業務を担う意欲のある区民が市民後見人として活動できるよう、養成研修を実施します。区民が市民後見人として受任した後は、後見業務をバックアップするため、ほっとサポートねりまが後見監督業務を担います。令和4年度の取組みについては、市民後見人養成研修の実施です。こちらは、入門研修、基礎研修、応用研修を行っております。市民後見人懇談会を開催しまして活動報告や情報交換などを行い、安心して後見活

動を行えるように取り組んでおります。こちら養成研修は充実した内容となっており、他の自治体などからもお問合せなどがあったりするようです。市民後見人の仕事は責任を伴う業務になりますので、今後も、充実した内容の養成研修にしていきたいと思っております。

2 つ目に、市民後見人周知のためのリーフレットの発行です。こちらは今年度中の発行を予定しております。

3つ目に、受任の推進についてです。専門職団体と連携・調整により、リレー方式による市民後見人の受任の推進を図っております。市民後見人の受任については、この専門職からのリレーと地域福祉権利擁護事業からの移行が多くなっていると伺っております。

続いて、事業番号55番「親族後見人等の支援」についてです。親族の方が円滑に制度を利用できるように、ほっとサポートねりまや地域包括支援センターで、成年後見制度の利用相談や申立ての支援を行っております。

親族後見人への支援としては、個別相談のほか、情報誌「ねりま後見人ネットだより」 の発行などを行っています。

令和4年度の取組としては、「ねりま後見人ネットだより」を発行し、親族後見人から 多く寄せられている質問、成年後見制度に関する情報をまとめてまいりまして、区の関係 機関のほか東京家裁でも配布をしております。

そのほかの支援としては、相談支援や書類作成支援を継続しております。また、市民後見人養成研修の一部を公開しております。

説明は以上です。

部会長 ありがとうございました。先ほど、この養成研修の参加のところについてもご 質問があったところでありますが、今の部分に関することで何か委員の皆様から確認をしたい点などはございますか。

部会員 このNPOとの情報共有や提携の部分ですが、意見交換とか情報共有は定期的にさせていただいているのですが、最初の53の1の事業内容のところで、「法人後見の実施を視野に入れて、法人の活動を支援します」と書かれています。私たちは、法人後見は行っていないのですが、任意後見を3件ほど受任させていただいていて、それも結構大変で、活動していてすごく難しいと感じるところもあります。一方で法人だと良い部分というのも感じているので、そういうところでぜひ、区と社協さんで、もう少し支援していただけるとありがたいと感じております。

部会長では、これは行政と社会福祉協議会と、それぞれ伺ってみたいと思います。

管理課長 今おっしゃっていました後見活動への支援ですが、後見人の選択肢を増やすということで、法人後見を担える団体を増やすことも必要と思っております。通常の支援についても、やはり今後、地域福祉計画の改訂も予定しておりますので、検討して広げていけたらと思っております。後見活動をやってみると大変な部分があるというようなお話は伺っておりますので、ご意見を伺いながら、どういった支援が求められているのかをしっかり検討しながら広げていければと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

部会長 どのような支援があれば良いかというのが、何かあればお願いいたします。 部会員 報酬の問題があります。私どもはNPO法人なので、これによって利益を得よ うとは思っておりませんが、それでも、法人として実施する場合、何人か担当者を付けますし、会議などもあります。現在はほぼボランティアの状況ですので、そういう部分で広がっていかないのではないかと思っています。制度を必要とする方は多いと思いますので、今後も受け皿が広がってかないといけないと思いますので、お考えいただけるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

管理課長 重要な話だと思っておりますので、ご意見を踏まえて検討してまいりたいと 考えております。

部会長 ありがとうございます。後ほど、専門職の先生方からも何かありましたらご発言いただけたらと思います。社会福祉協議会からはいかがでしょうか。

部会員 我々も法人後見を受けさせていただきながら、労力や人手が非常にかかるというのはすごく感じるところです。我々の体制が整っていかないと、件数を増やすというのはなかなか難しいと感じているところであります。NPOさんとの連携といったところでは、我々が法人後見を受任している中での経験や取組みのノウハウなどをお互いに情報交換させていただきながら、より良い支援の形を作っていければと感じています。我々としては、そのような場を設定させていただきながら、情報交換、意見交換をしていきたいということと、NPOさんとの協力関係で講演会などを開催させていただいて、相談窓口のブースを設けるなど、そのような形で連携を取りながら進めていきたいというふうに思います。

部会長 ありがとうございました。

部会員 54番で、「市民後見人の周知を図るためにリーフレットを発行」とありますが、これは、市民後見人という人がいるということの周知なのか、市民後見人になってくださいということなのか、どちらでしょうか。

部会員 市民後見人とは、というリーフレットの形として考えていまして、市民後見になるための一連の流れや仕事の内容、どんな方が受任の対象になるかといったことを盛り込みながら、いろいろな関係機関、地域の方にも知っていただくものとして考えています。どちらかということではなくて、網羅した内容にする予定です。

副部会長 元々、法人後見を立ち上げるときに協議会を作って、私もその参加メンバーでした。どちらかというと法人後見ありきで進んでしまっているような感じがありすごく危惧があったのですが、実際に動き出すと、法人後見は必ずコストがかかり、個人で行う後見の方が、コストがかからないのです。それでも法人後見を進めることとした区の方針ありますから、それであれば、法人後見はどういう案件に使うツールで、どのような体制なのかというのをしっかりと議論する必要がありますし、法人後見を行うと決定したのであれば区がある程度責任をもってお金をかけるということも必要か思います。今はぼんやりと法人後見だけが先に行ってしまっているところが、現場の混乱を生んでいるようなところもあるかと思うので、そのあたりの意識もぜひ検討いただければと思います。以上です。

部会長 ありがとうございます。大変重要なご指摘かと思います。

管理課長 来年度の地域福祉計画の改訂が良い機会ですので、そこで、コストについて も議論していきたいと思っております。貴重なご意見ありがとうございます。

部会長 ありがとうございます。他に何かあれば伺えますか。

部会員 法人後見の良さというのは、長く関わることができることです。そうなるとコストは当然かかりますので、法人後見の場合には、それをうまく生かすような仕掛けとをぜひ考えていただきたいと思います。例えば、試しにNPO法人でテストしてみるとか、そういうことも必要ではないかと思います。

部会員 先ほど法人後見の受任件数と内訳の説明で、法人後見にふさわしい事案とは、 どのように考えて振り分けられるのか興味があったのですが、法人で受任されている案件 はすごく大変な案件だと思って聞いておりました。区からも何らかのコスト的支援を検討 されるような話もありましたので、ぜひそういった支援についても推進していただきたい と思いました。

管理課長 現在、補助金で法人後見を担っていただいている部分もありますが、いろい るなご意見をいただいていますので、さらに検討を深めてまいりたいと思います。

部会長 よろしくお願いします。他にはいかがでしょうか。

部会員 まず、法人後見について、誰でも社協に相談すればすぐ法人後見を受けてもらえるというような誤解をしている方が何人かいらっしゃるので、そういう場合は、困難な事例ではないといけないと答えればよろしいのでしょうか。

部会員 間口を広げすぎてしまってもなかなか対応ができないというのが実情のところではあります。

部会員 つぎに、リレー方式というところで、専門職が最初に後見人になったあと市民 後見人に受け渡したと解釈してよろしいでしょうか。なぜリレーする必要があるのでしょ うか。

副部会長 私自身、市民後見人にリレーしているケースがあるのですが、後見の案件の中では、最初の問題が片付けば、あとは、専門職が関わるほどではないという案件があります。ただ、ご本人と後見人との間に信頼関係ができて、今後も引き続き後見人をやってほしいというご意見があったものを市民後見人に譲り渡すということはありません。市民後見人に引き継ぐことによって、専門職の場合に2か月に1回だった被後見人への訪問が、市民後見人だと1週間に1回が可能になるなど、市民後見人の良さが出る案件があるのです。私自身もその良さをすごく感じているので、積極的に専門職から市民後見人にリレーをするようにしていますし、私たち専門職も、引き継ぐことでまた別の案件を受任できるようになりますので、練馬社協さんが積極的に受けてくださっています。

部会員 先日私どもの団体でも、弁護士の先生に講演会でお話していただいたのですが、相続問題など重要な案件は専門職の方に受任いただいた方が良いのですが、通常はそこまで必要ないのではないかというような話が出ていました。

部会長 柔軟に実施していくということがよろしいかと思います。では、資料2-3について、まず事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、資料2-3をご覧ください。取組項目3「権利擁護に関連する支援事業を充実する」についてです。

まず、事業番号56「地域福祉権利擁護事業等の実施」についてです。地域福祉権利擁護事業は、認知症状がある高齢者や障害のある方が、福祉サービスを利用するための手続きや日常的な金銭管理などを支援する事業です。ニーズに応じた適切な支援を行うため、関係機関の連携を更に進めます。また、利用者の状況に応じて成年後見制度へ移行するなど、

# 適切な支援に繋げます。

このほかに、成年後見制度の利用に至る前の支援策として、財産保全・手続き代行サービスを実施します。

続いて、令和4年度の取組みですが、関係機関との連携強化については、区の関係部署や地域包括支援センター、ケアマネジャーや病院関係者等からの相談に応じて制度利用についての検討を行い、支援に繋げております。また、地域住民や団体等への周知普及といたしましては、事業説明会や勉強会、相談会の開催を行っております。地権事業、財産保全・手続き代行サービスの利用者数は、資料に記載の人数となっております。このように件数には出てこない複合的な課題へ対応するため、生活支援員ではなくて社協職員が訪問を行っているような困難ケースなどが増えているということを社協から伺っております。

続いて、裏面の事業番号57番「生前の安否確認と死後の費用補償」です。事業内容については、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の在宅生活を支援するため、見守り事業や配食サービス、緊急時の自宅への駆けつけサービスを一体的に提供する「高齢者在宅生活あんしん事業」を実施しております。また、葬儀・家財処分生前契約費用補助の事業については、令和2年度で事業を終了しております。

つぎに、令和4年度の取組みです。高齢者在宅生活あんしん事業については、委託事業者と連携し、受付窓口である地域包括支援センター25か所の全てに、従来配置していた固定型の通報機に加えてモバイル型通報機の見本を配置し、より分かり易い事業説明に取り組みました。登録者数は2,165名となっております。

2つ目に、生前準備の啓発方法の検討についてです。令和4年10月2日に、練馬終活協働チーム主催、高齢施策担当部後援により「ねりま終活フェスタ」を開催しました。同フェスタでは、終活を面白く分かりやすく紹介する落語を実施し、エンディングノートの書き方や相続などの相談コーナーを設けた結果、終活に関して広く周知を行うことができました。また、令和4年度は、区と関係団体の間で協議を重ね、今後の終活に関する相談体制について検討を行っております。

事業番号56、57の説明は以上ですが、併せて、この件で成年後見制度以外の権利擁護支援策について、どういった事業が求められているのかというところを、権利擁護に関わりを持たれている皆様からご意見を伺えればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

部会長 ありがとうございました。この項目は、成年後見制度を補完するということで 誕生した地域福祉権利擁護事業というところの関連ですとか、生前の安否確認等の地域の 取組になっておりますが、何かご質問や確認をしたいことなどはありますでしょうか。

部会員 葬儀・家財処分生前契約についての費用補助が終了したというのは、あまり利用がなかったということなのでしょうか。

高齢者支援課長 今お話にあったように、利用が非常に少なかったというのが一番の理由です。それに併せまして、区では、「はつらつライフ手帳」を高齢者の方にお配りしており、このはつらつライフ手帳の中に「将来への備え」として、ご自身で終活期に向けて準備を進めていくことを周知するという方向へ取組みをシフトし、こちらの事業としては終了となったところです。

部会員 確かに、自分たちで自分の将来を考えて準備するというのはとても大事だと思

います。私たちもそういった啓発をしているのですが、葬儀や家財処分の生前契約というのもすごく良いことだと思います。もう少し皆さんに周知すれば利用が増えたのではないかなと思います。この事業自体は継続して、補助がなくなったということでしょうか。

高齢者支援課長 おっしゃるとおりです。都の外郭団体でこういったサービスは今も実施しているところではありますが、なかなか利用件数が増えない理由のひとつとして、こういった契約をする際に、預託金のような形で何十万円という金額を預けないと契約ができないとお聞きしていまして、利用の件数が広がらない理由かと考えているところでございます。

管理課長 今、23区内でも社協さんが主体となっていますけれども、死後事務を実施している自治体というのは幾つかあるのですが、今申し上げた預託金50万円のように最低でもその程度の金額がかかってくるというところもあり、利用したいけれども契約に至らないケースが非常に多いと聞いています。そのため、利用実態としては、多くても二桁程度しかないというのが現状だというようにお聞きしていて、負担をどのようにして下げられるかなどは、研究していかないと低所得者の方が使いやすい制度というのが難しいと思っているところです。

部会員 ありがとうございます。死後事務を必要としている方は多いと思うので、ぜひ 費用の部分で良い方法がないかどうか一緒に考えていけたら良いと思います。

部会長 ありがとうございます。将来に向けての備えは、必要ではないという人はいないと思うのですが、具体的にどうするかというところで、もう一歩を踏み出すことができないということや、いつか分からないことのために、今まとまったお金を拠出しなければならないというようなところに様々な懸念材料みたいなものもあったと思います。このあたりをぜひご意見を出していただきながら、必要なものは計画の中に盛り込むということもできるかもしれませんので、いろいろなアイデアを出していただくといいかと思います。他はいかがでしょうか。

部会員 事業番号56の地権事業の関係での質問なのですが、財産保全・手続き代行サービスについては、「成年後見制度の利用に至る前の支援策として」とあるので、これは審判が出た場合は、代理権や同意権がない補助などの場合には利用ができないということでしょうか。

部会員 財産保全・手続き代行サービスと地域福祉権利擁護事業を分けた場合ですけれども、地域福祉権利擁護事業が、判断能力が幾分不十分な方で、契約能力があるということで、成年後見制度の類型に当てはめると補助類型ぐらいの方が対象となるのですが、財産保全・手続き代行サービスは判断能力があるという方で、身体障害や難病の方で、ご自分で銀行の手続ができない方を対象とした練馬区社協の独自事業になっています。

部会員 地権事業は保佐や補助の審判が出ていても判断能力があれば契約ができるが、 財産保全・手続き代行サービスに関しては判断能力が欠けるところがないということが必要なため、保佐や補助の場合だと審判が出た場合は契約ができないということでよろしいですか。

部会員 そうですね。地域福祉権利擁護事業は、成年後見制度と併用して使うということが基本的にはありません。

部会員 代理権がない場合の保佐や補助で、今まで馴染みのある地域の福祉関係者が関

与しているのであれば財産を預けても良いが、よくわからない専門職が保佐人や補助人になると財産を預けることに抵抗があるというケースもあるので、そのような場合に財産保全・手続き代行サービスが利用できると、本人のためにも財産管理等の手続きがしやすいのではないかと思いました。ですが、練馬区の制度でも、保佐や補助の場合、審判が出てしまうとこの財産保全・手続き代行サービスの利用は難しいということなのですね。

部会員はい。成年後見制度と併用して使うということは、基本的にはありません。

部会長 今のような部分が、成年後見以外のところで必要とされている部分の一つではあるかと思うのです。当初は、例えば成年後見制度を利用して、後見人が地権事業を契約するということで制度を併用して使うという想定もありましたが、事業が始まってみると後見制度へ移行しているということが現状だと思います。

そこで、地域福祉権利擁護事業で培ってきた人間関係などを、法人後見へシフトしていくというケースがあり得ると思いますが、先ほどおっしゃったような財産管理の部分を拡大し柔軟に対応していくことは、今後可能性はあるかと思います。他はよろしいですか。(意見なし)

部会長 それでは、次期の地域福祉計画の策定について資料3の説明をお願いいたします。

事務局 資料3という番号が抜けておりますが、タイトルが「次期地域福祉計画の策定 について」という両面の資料になります。こちらをご覧ください。

次期の地域福祉計画につきましては、令和7年度からの5か年を予定しております。下のポイントを4つご説明させていただきます。

1つ目が、福祉サービスを利用しやすい環境をつくるため、重層的支援体制整備事業実施計画を盛り込んで、策定をいたします。

2 つ目は、犯罪をした者の社会復帰を支援し、安全安心に暮らせる地域社会を構築する ため、再犯防止推進計画を包含して、策定を予定しております。

3つ目は、現行の計画にもあります福祉のまちづくりの推進に関する計画です。こちらも引き続き含みます。

4つ目が、成年後見制度利用促進基本計画です。こちらも引き続き地域福祉計画に含んで連携しております。

下の図が、計画の体系図になっております。中央の太い青色の中について、新しい計画 2つを含み、4つの計画を含む地域福祉計画の策定になります。

裏面をご覧いただきまして、新しく包括する計画についてご説明いたします。

1つ目が、重層的支援体制整備事業についてです。令和3年4月に、国は包括的な支援体制を構築するため、5つの事業を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を創設いたしました。区の現状と課題として、ひきこもりや8050問題、そういった複合的な課題を抱えている世帯については包括的な支援を行っておりますが、支援に繋がらない世帯を早期発見、居場所づくりをしていく必要であるという課題に向けて、今後、アウトリーチ型の支援や社会参加に向けた居場所支援など重層的支援体制整備事業に係る補助を活用して実施をしてまいります。その実施にあたり実施計画の策定が必要になりますので、こちらの策定をしているものです。

2つ目が、再犯防止の推進についてです。再犯の現状としましては、検挙者に占める再

犯者の割合というのが約半数という状況です。また、平成17年頃に重大再犯事件が繰り返し発生いたしまして、国は平成28年に再犯防止推進法を制定し、国や都で再犯防止推進計画が策定され、市区町村にも努力義務化がされております。再犯防止推進計画策定の目的としましては、犯罪をした者が地域社会の一員として社会復帰することができるように必要な取組を支援することで、安全で安心に暮らせる地域社会を実現するというところです。出所者に対する支援、例えば、住まいに関することや就労に関すること、高齢や障害がある方に対する福祉サービスの提供などの支援をしていくことで、再び犯罪するということを防いでいくということになります。こういった支援策を検討し、計画の策定を進めております。体系としましては、再犯防止推進の目的は地域福祉計画の目的と合致するということで、地域福祉計画に包含した形で策定をしてまいります。

スケジュールにつきましては、令和5年度5月にコンサルティング業者に業務委託、7月頃から、推進委員会・部会を開催してまいります。再犯防止については、いろいろな方からご意見をいただきたいため、検討会を設置して検討してまいります。9月にニーズ調査、地域福祉団体の調査を行いまして、3月にたたき台を作成します。

令和6年度は、9月頃から推進委員会・部会を開催し、12月に計画の素案を作成、3月 に計画策定という予定でおります。

こういった形で、次期の地域福祉計画の策定に向けて進んでいきますが、その際には、令和4年3月に策定された国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の内容を踏まえてまとめていくことになりますので、本日追加で資料をお配りさせていただいた資料をご覧ください。こちらは、成年後見制度の利用促進にあたっての基本的な考え方と目標です。基本的な考え方としては、地域共生社会に向け、権利擁護支援を推進していくという考え方になります。

グレーの枠の2つ目の丸のところで、第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向けて、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けています。本人が自立した生活を送れるように、また地域社会に参加できるように支援し、そのために、権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実を図っていきます。そして、成年後見制度利用促進に取り組んでいくというものになります。

裏面をご覧いただきまして、第一期の計画の課題に対して、第二期にどう対応するかというものになります。この資料にて、どういった点が変更されたのかというところをご覧いただきたいと思います。

第一期の一つ目の枠ですが、後見人等が選任されると、本人の状況が変わってもニーズ変化に対応できない、本人の意思を尊重しない場合がある、という課題がありました。これに対して第二期では、成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実とあります。成年後見制度の見直しに向けた検討ということで、検討している内容については、本人にとって必要な範囲、機関で利用できるようにする、また、三類型を一体化する、終身でなく有期の制度にする、後見人等を円滑に交代できるようにするといった点が指摘されておりまして、これも見直しに向けた検討を行っていくということが書かれております。

また、権利擁護支援策の総合的な充実につきましては、成年後見制度以外の支援策を充実させていく必要があるということで、地権事業から成年後見制度へ移行ができるように、

関係機関の間で方針を決めるなど実施体制の強化を行うということや、身寄りのない人への生活支援等のサービス、簡易な金銭管理、入院・入所手続支援サービスなどを誰もが安心して利用することができるように、対応を検討していくということが書かれています。

2つ目の丸、成年後見制度の運用の改善です。こちらに書かれていますように、家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代の実現、また、都道府県による意思決定支援研修の実施を進める、となっております。

続いて、後見人の報酬についてです。専門性や事務の内容に見合った報酬額の決定が必ずしもされていない、市町村により報酬助成事業の実施状況が異なるといった課題が出ておりました。それに対して、二期計画では、最高裁・家裁で適切な後見人報酬の算定に向けた検討を実施、併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討するということが書かれています。報酬助成事業の見直しにつきましては、市町村は当事業の対象として広く対象者を決める、本人や親族申立ての場合も申立費用や報酬、後見監督人の報酬を決めるなど、こういった実施内容を早期に検討することが期待される、となっています。

最後の枠の地域連携ネットワークづくりについてです。第一次計画事務の整備が進んでいない、また、担い手の確保が必要というような課題に対して、第二期では、都道府県の機能強化により、地域連携ネットワークを全市町村で整備する、また、基本計画を早期に策定、3点目で、市民後見人や法人後見の担い手の育成ということが書かれております。ネットワークの整備につきましては、関係する相談機関や中核機関、専門職の団体、行政などが連携して、本人を中心として場面ごとにどういう支援や機能が必要かというようなことが計画に書かれております。

また、市民後見人や法人後見などの担い手につきましては、第二期計画においても、地域共生社会の実現ということも重視し、こういった支援を推進していくとしています。具体的な支援策としては、行政研修の実施などが記載されています。

以上、第二期計画の説明と、併せて次期地域福祉計画について説明させていただきました。

部会長 ありがとうございました。この点について、何かご意見やご質問等はございま すか。

副部会長 昨日の東社協のテーマ別研究会を傍聴してきたのですが、テーマが「地権と 成年後見制度の連携」ということで、現場の声がどのように上がっているのかというのを 私もいろいろなところでお聞きしてきました。移行の障害の一つとして、申立費用の問題 というのが意外と大きいようなことが言われていました。後見人の報酬に関しては、十分 にご検討いただいているのですが、申立ての助成は、生活保護を受給している等の理由を 除き、練馬区にはないかと思います。

また、これは報酬とは関係ないのですけれども、以前申し上げたのですが、後見人の送付先変更の窓口の一本化についてです。これは専門職だけが助かるのではなくて市民後見人も助かる問題なのです。現在は、部署ごとに届出をして後見人に送付先を変える、ということをしていますが、手続きが漏れてしまうことがあります。そうすると、結局ご本人が情報にたどり着けなくなり負担がかかってしまうという問題でもあるので、これは早期に実現していただきたいと思うのです。ぜひ、新しい計画などの検討にあたり優先順位を

少しでも上げていただきたいと思います。

管理課長 ご意見ありがとうございます。後見人の送付先の設定や運営については、他 区がどのようにやっているのかなども研究しながら考えてみたいと思います。

副部会長 よろしくお願いします。

部会長 このあたりは、死後事務などいろいろなところに関係してくるところです。利用する側が窓口回らなくて済むような仕組みを、ぜひ、考えていただけると良いかと思います。他はいかがでしょうか。

部会員 前に戻りますが、事業番号57番「ねりま終活フェスタの実施」について、私どもの法人もここに参加しておりました。終活のための新しい取組に参加することができ、参加者が150名いらっしゃいましたが、まだまだ周知が足りないという印象を受けました。いろいろなグループのブースがあったにもかかわらず、参加者の方は、落語家の方の講演が終了したら帰ってしまうということが見られ、参加者としては、あまり手応えがなかったという印象がありました。もう少し、ブースを回れるようにするなど、区の方がバックアップしていただけるとありがたいと思います。

高齢者支援課長 終活フェスタにご参加いただいてありがとうございます。今お話にありましたように、確かに、落語家の先生の講演が終了したあと帰ってしまう方もいらっしゃいました。なるべく多くのブースを回れるように、回ると最後に景品がもらえるような取組みをさせていただいたのですが、なかなか難しいところもあると考えているところです。来年度も開催したいというお話は、こちらの終活協働チームの方からお話をいただいていますので、さらに良いイベントになるように、また検討させていただければと考えています。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

部会長 ぜひよろしくお願いします。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。 部会員 最後の、第一期計画の課題と第二期計画における対応についてというところで す。成年後見制度とその運用について、成年後見制度は、本人の意思を尊重しない場合が あるというのと、使い勝手が悪いというのは非常にいろいろなところから聞くので、それ がどのように改善されるか、成年後見制度の運用の改善のところで、どのようになってい くのか期待しているところです。

部会長 ありがとうございます。民法の改正も含めて長期スパンでやらなければいけないことと、そうはいっても人々が実際に今生活されている方がいるということで、市町村のベースでは、もう少しリアリティをもって迅速にしなければいけない部分が、いくつか切り分けが必要かと思います。ぜひ、そのあたりもご意見いただきながら進めていけたらと思います。いろいろなことを現場から挙げていくというのが大事かと思います。他はいかがでございましょうか。

部会員 後見制度と権利擁護と直接は関わりないかもしれないのですが、私も法人としても後見制度に関わる中で、どちらかというと任意後見に関わるかもしれないのですが、保証人ではなく、連絡先を求められることが多いという話をよく聞きます。とりあえず連絡先がないと、例えば、契約ができないとか施設に入れないとか、そういうことを聞くようになっています。ですので、NPOや一般社団で、こういったことをやっているというところがいくつかあると思うのですが、法的なところで支援する施策というのはないかと思っています。

部会長 身元保証に関しては、病院や福祉施設に、それを理由として入所や入院の拒否をしてはならないというような通知は出ているのですが、通知を出したことで解決するわけではありませんので、実務的に何が求められているのかというところと併せてやらなければ問題解決に至らないかと思います。

他になければ、その他の事務連絡について、事務局から説明をお願いします。

事務局 皆様の任期が今年度末となっております。今回、今期最後の部会となりました。皆様、コロナ禍で書面開催が多く大変お手数をおかけいたしました。お忙しいところ、資料のご確認、また、多くのご意見をありがとうございました。いただいたご意見は、次期地域福祉計画の策定にも反映させていきたいと思います。来期につきましては、皆様の所属団体に、委員の推薦についてご依頼させていただいているところですので、よろしくお願いいたします。連絡は以上です。

部会長 ありがとうございました。本日予定しておりました案件は以上でございますが、 委員の先生方から何か他にございますか。

## (意見なし)

部会長では最後に、副部会長からよろしくお願いします。

副部会長 皆様お疲れさまでした。このように面と向かってお話しすると、本当の声が聞こえてくるように思います。テキストで情報交換するということは、書面の中の情報しか伝わらないため、せめてZOOMなどで開催をしていただきたいと思います。練馬区は、ワクチンで練馬モデルという言葉が全国的に伝わり、先進的にいろいろなことに挑戦しているイメージがあると思います。権利擁護の世界でも練馬モデルみたいなのができたら嬉しいと思います。本日はありがとうございました。

飯村部会長 それでは、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。ありがとうございました。